

平成 26 年 5 月 22 日
農林水産部

豚流行性下痢（P E D）の発生及び対応状況について

1 豚流行性下痢（P E D）の発生状況について

（1）全国の状況

平成 25 年 10 月に 7 年ぶりの国内発生が確認されて以降、平成 26 年 5 月 19 日現在で 38 道県での発生が確認されています。

（2）県内の状況

平成 26 年 3 月 26 日に県内養豚場において疑い事例を確認して以降、平成 26 年 5 月 21 日現在の発生状況は 16 事例、発症頭数は 12,327 頭、その内訳は、繁殖豚が 844 頭、子豚が 6,965 頭、肉豚が 4,518 頭となっています。また、うち死亡頭数は、子豚 4,233 頭となっています。

例数	県への通報日	発生地域	例数	県への通報日	発生地域
1 例目	3 月 26 日（水）	北勢	9 例目	4 月 6 日（日）	中勢
2 例目	〃	〃	10 例目	4 月 7 日（月）	〃
3 例目	3 月 27 日（木）	〃	11 例目	4 月 8 日（火）	南勢
4 例目	3 月 28 日（金）	〃	12 例目	4 月 11 日（金）	中勢
5 例目	3 月 31 日（月）	〃	13 例目	4 月 13 日（日）	北勢
6 例目	4 月 1 日（火）	〃	14 例目	4 月 17 日（木）	〃
7 例目	〃	〃	15 例目	4 月 23 日（水）	〃
8 例目	〃	南勢	16 例目	〃	南勢

2 本県における対応状況について

（1）対応状況

平成 25 年 10 月に沖縄県で発生が確認された後、全国的な広がりを見せておりことから、国が、平成 25 年 12 月 11 日及び平成 26 年 3 月 18 日、全国の都道府県に対して、養豚場へのウイルス侵入や発生農場及び畜場等での感染拡大を防止するための消毒等の徹底を通知しています。

県では、国の通知等を踏まえて、次のとおりウイルスの侵入予防及び拡散防止対策の強化に取り組んでいます。

- ① 県内の全ての養豚農家及び畜場等に対する、施設や出入り車両等の消毒徹底の指導
- ② 各家畜保健衛生所における養豚場出入り業者等を対象とした消毒講習の実施と希望者への県備蓄防護服の配布
- ③ 市町や農協等の協力による 12 カ所の消毒ポイント設置と県備蓄消毒用機材の貸与、消毒薬の提供 など

また、各農林水産事務所及び中央農業改良普及センターに P E D に関する経営相談窓口を設け（4 月 30 日）、日本政策金融公庫津支店の相談窓口（4 月 28 日開設）とともに、養豚農家等からの経営相談に備えています。

(2) 今後の対応

PEDに対してはワクチンが有効であり、国の要請により製造メーカーで増産に取り組まれていることから、国と協力して、県内養豚農家の必要数量が安定的に確保されるよう調整に努めます。

また、養豚農家、と畜場及び関係業者等に対して施設や出入り車両等の消毒を徹底、継続するよう強く指導するとともに、消毒ポイントの設置を全ての養豚場等の出入り口に拡大するなど、ウイルスの侵入予防及び拡散防止対策を一層強化してまいります。

なお、こうした対策については、拡充された消費・安全対策交付金に県が一部上乗せして補助することとして平成26年定例会6月定例月会議に補正予算を提出させていただくとともに、国や関係団体等との連携を密にして、早期に対策の強化を図ってまいりたいと考えています。

※消費・安全対策交付金

食の安全と消費者の信頼を確保するために、農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展につながる取組を総合的に支援する農林水産省の交付金で、支援対象には家畜の伝染性疾患の発生予防・まん延防止対策が含まれています。

今般のPED発生を受けて、国は、平成26年度途中に、養豚場やと畜場等の出入り口に設置する消毒ポイントで使用する消毒薬や消毒機器等を支援の対象に加えるとともに、交付決定前の着手手続きを認めるなどの拡充を行っています。

資料 1

常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

5月22日（木） 環境生活農林水産常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
※参考：年間活動計画書
※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

環境生活農林水産常任委員会 活動計画書（平成26年5月～平成27年4月）

資料2

平成26年5月22日現在

1 所管調査事項

- ・生活文化行政の推進について
- ・環境保全の推進について
- ・廃棄物対策について
- ・農業の振興対策について
- ・林業の振興対策について
- ・水産業の振興対策について

2 重点調査項目

- (1) (※昨年度) 新県立博物館と文化振興について
- (2) (※昨年度) 大気・水環境の保全と地球温暖化対策について
- (3) (※昨年度) もうかる農林水産業と獣害対策について

3 活動計画表

重点調査項目	平成26年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月	4月
(1) (2) (3) (4) <調査方法> ・当局から説明聴取 ・参考人招致 ・県内外調査 ・委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (5/22)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/18, 20)	県内調査 (7/23～25 の 間)	県内調査 (8/6～8 の 間)	県外調査 (9/3～5 の間)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (10/3, 7)	予決分科会 平成25年度歳入 歳出決算、 所管事項の調査 (当初予算編成に 向けての基本的 な考え方) (11/4)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の審査 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 12)			常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 当初予算、補 正予算等 (3/●, ●)	
執行部の主な予定		・成果レポー ト(案)					・一般会計・特別 会計決算 ・当初予算の考 え方	・当初予算要求 状況	・当初予算案			

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月23日～25日の間（日帰り） ○○の取組等の調査を行う。
 8月6日～8日の間（日帰り） ○○の取組等の調査を行う。

(2) 県外調査

- 重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組について調査を行うことができる。
 実施する場合は9月3日～5日（2泊3日以内）

資料 3

環境生活農林水産委員会の過去の重点調査項目（関係分）

平成 25 年度

- ・新県立博物館と文化振興について
- ・大気・水環境の保全と地球温暖化対策について
- ・もうかる農林水産業と獣害対策について

平成 24 年度

- ・新県立博物館について
- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について
- ・森林づくりを含めた地球温暖化対策について
- ・もうかる農林水産業について
- ・獣害対策について

平成 23 年度

- ・新県立博物館について
- ・産業廃棄物対策について
- ・農水商工業の振興について

平成 22 年度

- ・新県立博物館の整備について
- ・廃棄物対策（RDF 燃却・発電事業、廃棄物処理センター事業を含む）について
- ・県産材の利用促進について
- ・力強い三重の農水産業について